

第1回 SNOW セミナー 2013年7月13日

講師： 谷村正太郎弁護士

「1970年代・80年代の再審法改正運動」

今日、お話しすることは、大きく分けて3つになる。第一は、当時の再審をめぐる状況がどういふものだったか、なぜ法改正が必要とされたのか。第二は、日弁連の考えていた改正案の内容はどういふものだったのか。第三は、その改正案のためにどういふ運動を展開したのかということ。

[I] 1970年代の再審の状況

1 日弁連と再審事件

1959（昭和34）年、日弁連は、徳島事件と吉田石松事件という二つの再審事件から要請を受け、初めて再審事件に取り組むことになった。吉田石松事件は、数年の後に再審が開始され、無罪になったが、徳島事件は、1985（昭和60）年までかかった。

まもなく日弁連は、免田事件、徳本事件、梅田事件の再審に取り組むようになるが、この頃、日弁連が取り組んだ事件以外にも、松山事件、丸正事件、帝銀事件、加藤事件、白鳥事件という、多くの事件が非常に困難な闘いを進めていた。

当時の判例や実務は、「孤立評価説」、「心証引継説」、「職権主義」が主流を占めており、ひどいものだった。「孤立評価説」とは、ひとつだけで本人が無実だということがわかる証拠でなければ新証拠とは言えないという説。また「心証引継説」とは、再審にあたる裁判官は、事実審の判決の心証をそのまま引き継いで、新しい証拠によって変わるかということだけしか考えてはいけないという説。また「職権主義」も、今とは様子が違う徹底した職権主義。再審の申し立てがあつたら、裁判官が調べればいい、検察官にも弁護士にも何も言う必要はないのだという考え方だった。

かりに「孤立評価説」に従えば、結局、真犯人を捕まえるしかないということになってしまふ。ところが、驚いたことに、弘前事件、米谷事件では、真犯人が名乗り出たのに、それでも再審が通らなかつた。そういうひどい時代だった。

そのような絶望的な状況を打破するため、1972（昭和47）年、日弁連は「再審問題研究会」を開いた。それまで別々に苦しい闘いをしていた事件が、とにかく集まって何とかしようではないかというところからスタートした。翌年から、「シンポジウム」を開始したが、「守る会」にも参加してもらおうようにしたのは、当時の弁護士会としては画期的なことだった。また西ドイツからペータース教授（チュービンゲン大学教授・著名な再審法の研究者）を招き、全国各地で講演会を開催した。

2 白鳥決定

そういう運動を展開し、1975（昭和50）年、再審の歴史上、画期的な白鳥決定が出ることになった。白鳥決定は、全部で3つのことを言っている。

- ① 「疑わしいときは被告人の利益に」（通常裁判の鉄則を再審にも適用）
- ② 新証拠と旧証拠の総合評価（孤立評価説を否定）
- ③ 旧証拠の再評価（心証引継説を否定）

①はもちろん重要だが、②と③は、それまでの孤立評価説と心証引継説を一挙に打ち砕いた。これは法理論の闘いではなく、まさに運動の成果。全国に「守る会」が出来、「白鳥事件中央対策協議会」という、共産党・社会党や総評も加盟した団体が出来、それを国民救援会が支えていた。その他にも多くの再審事件の闘いが協力しあっていた。日弁連や法学者の力もあった。それらの力が全部、一体となって良い方向に動き、白鳥決定が出た。

3 三事件の再審開始決定と財田川決定

白鳥決定の影響は非常に大きいものがあつた。翌 1976 (昭和 51) 年には、弘前事件 (7 月)、加藤事件 (9 月)、米谷事件 (10 月) という 3 事件の開始決定。そして最高裁の財田川決定 (10 月) へと続く。それまで「駱駝が針の穴を通るより困難」と言われていた再審がいきよに開かれ、当時、新聞各紙も一面トップで大きく報道した。

4 人権大会シンポジウム

1976 (昭和 51) 年 10 月の人権大会で、日弁連は「再審と人権」というテーマでシンポジウムを行った。再審が通ったばかりの弘前事件と加藤事件の元被告が登壇して挨拶するという、歴史上初めての光景が現出し、大変な雰囲気だった。

しかし、再審の問題が全て解決したのかというと、決してそうではない。同じ 76 年から 78 年の間に、免田事件、島田事件、江津事件、名張事件、狭山事件、牟礼事件、帝銀事件は、次々と請求を棄却されていった。三事件が通ったといっても、まだまだ困難は続いていた。

5 日弁連再審法改正案

そういう困難な状況を何とか打破すべく、日弁連は、再審法改正案を作って運動を展開することを決定した。75 年から 2 年間かけて条文を作った。この改正案の目的は、ひとつは、再審の要件として白鳥決定を判例ではなく法律として定着させたいということ。もうひとつは、当時、非常にひどかった再審の手続きを改善するということ。そして同時に、この改正案を「旗印」として掲げていくことで、各再審事件の闘いを支援し、運動全体の発展に寄与したいということだった。

[II] 再審法改正案

1 再審法の基本的問題点

ここから改正案の内容について説明するが、再審法という名前の法律はない。刑事訴訟法 (刑訴法) の再審についての規定のこと。現在の刑訴法は、1949 (昭和 24) 年 1 月 1 月に施行された。これに先立って新憲法が出来ている。新憲法は 1947 (昭和 22) 年 5 月 3 日に施行された。新憲法の方針に従って刑訴法も書き直された。大きく言えば旧刑訴法は、職権主義。裁判官の権限が非常に強かった。被告人は取り調べの対象。一番象徴的なのは、昔、壇上の裁判官の横には検事が座っていた。弁護士と被告人は下にいる。それが新しい刑訴法で当事者主義になった。民事裁判と同じように、検事と弁護士が法廷の同じ平面にいて、それぞれが主張をして、それぞれが証人を呼んで、という、今の裁判の形がこのときできた。ところが、再審の規定は、「不利益再審」の規定以外、訂正されなかった。旧刑訴法の不利益再審というのは、いったん無罪になっても一定の新しい証拠が見つかったらまた裁判をやりなおして有罪にできるというもの。これではいったん被告人にされたら、生涯、不安でし

かたない。さすがにこの不利益再審だけは廃止したが、それ以外は、大正 11 年に出来た法律が、現在もそのままになっている。

再審という考え自体は昔からあるにはあった。余談だが、刑訴法のもとになったのが、明治 13 年の「太政官布告 37 号 (治罪法)」。それには驚くべきことが書いてある。どういうときに再審を開くか。「殺人事件において被害者とされていた者が生きていたと判明したとき」(一同爆笑)。みなさん、笑っているけど、本当にそう書いてある。他にも似たり寄ったりのことがいくつか並んでいる。その後、明治 23 年になって旧刑訴法が出来、今の刑訴法は四代目だが、再審の規定だけは、大正時代のものが、今日現在もまだ、条文としては、そのまま残っている。

2 60 年代の改正案

日弁連その他が、このままではいけない、再審法を改正しなければならないと思ったのは、なにもこのときが初めてではない。60 年代に、まず、日弁連が「昭和 37 年改正要綱」を作った。これは、要綱なので、ぜひ改正すべきだという、主な 7 項目にしぼったもの。次に、神近市子議員らが、「再審特例法案」を国会に提出。死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律とあって、とくに米軍占領下で起きた事件については、再審をゆるく認めろというもの。たぶん帝銀事件が念頭にあったのだろう。

80 年代になって、日弁連は、「昭和 52 年改正案」、「昭和 60 年改正案」、「平成 3 年改正案」を作る。最初のものが基本で、あとふたつは必要に応じて修正を加えていったもの。大筋はほとんど変わらない。日弁連編『再審』、『続・再審』に全文や経緯が詳しく載っている。その後、社会党改正案、共産党改正案が出る。社会党改正案は、実際に国会に提出された。

4 日弁連改正案の内容 (平成 3 年案)

日弁連改正案の内容を、以下 12 点について、最後に出来た平成 3 年案にもとづいて説明する。(1) は要件の問題。(2) から (12) は手続きの問題。

(1) 再審の理由 (435 条 6 号)

「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき」

現行法の「明らかな証拠」を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」に改正しようというもの。再審の要件である「新規性」と「明白性」のうち、「新規性」の解釈については、運用上、変わってきた。かつては、鑑定は新証拠にならないとか、もとの裁判当時からあった証拠は新しい証拠ではないとか、確定後に出てきた証拠でなくてはいけないというような狭い解釈をされていた。しかし、今では裁判所に初めて出てくる証拠であればよいとなった。したがって、新規性はほとんど問題にならなくなった。問題は明白性について。白鳥決定は非常にはっきりしているのだが、いざこれを条文化しようとする、なかなか難しい。いろいろ議論や検討を重ねた結果、「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」として、明白という表現は変えようとなった。

(2) 裁判所職員の除斥および忌避 (438 条の 2)

「第1編第2章の規定は、再審の請求および審判についてこれを準用する」

前に有罪判決をした同じ裁判官が出てきてはいけないというのが除斥。もし出てきた場合、本人と弁護人は、あなたは前にこの裁判に関係しているからとか、不公正になるおそれがあるからと言って、これを忌避することができる。この規定はそれまで再審には適用がなかった。これは竹澤弁護士に聞いた話だが、帝銀事件の第十何次かの再審請求で打ち合わせのため裁判所に行ったら、前に有罪判決を書いた裁判官が座っていた。あなたが裁判するのはおかしいじゃないかと言ったら、いやおかしくない、私になるほどと思うような証拠を出すのが再審だと言われた。もちろん、その裁判官はそのまま続けて、結局、棄却決定を書いたと。さらに、元の裁判だけではなく、再審請求が何次にもわたった場合、前に再審に関与した裁判官にあたることも多いが、それも遠慮してもらおうじゃないか。ただし、最高裁は15人しかいないから、最高裁だけは例外とする。裁判所は、前に裁判をやった同じ部に新しい再審を係属させるので、同じ裁判官にぶつかる可能性も結構多い。ただ、最近では、裁判所もさすがに考えて、同じ裁判官がいる場合は別の人に担当させているようだが、これは裁判所がそのように扱っているだけで、規定があるわけではない。

(3) 国選弁護人(440条2項、3項)

「再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附さなければならない。ただし再審の請求が明らかに理由がないと認められるときはこの限りではない」

再審にも国選弁護人をつけるようにしてほしいということ。「ただし」以下は、ずいぶん議論をした。ふつうの事件であれば、本人が請求した以上、裁判所は必ず国選弁護人をつけなければならない。しかし、再審の場合、実際には、本人が何も証拠がないのに自分で再審請求書だけを書いて、棄却されても何度も請求を繰り返すことがある。そういうものにまで全部国選をつけることはできないだろうということ。

(4) 弁護人の接見交通等(440条4項)

33条(主任弁護人)、34条(主任弁護人の権限)、39条(被疑者、被告人との接見・授受)、41条(弁護人の独立行為権)、387条(弁護人の資格)の規定を再審にも準用する。

主に39条だが、刑務所にいる請求人に弁護人が面会に行くと、必ずそこに刑務所の職員がいて、会話を筆記している。ふつうの刑事被告人なら、弁護人には秘密交通権があるから、こんなことはできない。かつて、帝銀事件で裁判所が刑務所に照会して、弁護人と平沢さんの会話内容を、全部提出させたことがあった。そういう実例もあるくらいで、秘密交通権どころではない。だから、秘密交通権を再審にも認めるべきであるということ。

(5) 事実の取調—請求人、弁護人、検察官の意見陳述(445条1項、6項)

「裁判所は、事実の取調にあたって、請求人、弁護人、検察官の意見陳述を聞かなければならない」

これは当たり前のように思えるかもしれない。現在、刑事訴訟規則286条に、そのような規定はあるが、全く形式的に運用されていた。再審を請求して、しばらくすると、郵便を送ってくる。意見があれば、早く申し立てろという書面を1通よこす。それでもう意見は聞いたと、そういうことにしている。それはおかしいと。始めるときは意見を述べさせろ、終わ

りにも弁論をさせろということ。

(6) 事実の取調—事実の取調の請求 (445条2項、4項)

「裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調をすることができる」(2項)

「裁判所は、事実の取調に際し、検察官に対し、新たな証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない」(4項)

これは大事なところ。今の規定では、「裁判所は必要があるときは、事実の取調をすることができる」となっている。裁判所が必要だと思えば事実の取調をするが、弁護人や請求人に取調をしてくれと請求する権利はない。また検事が隠していた証拠をどんどん持ち出してくるが、これもおかしい。事実の取調の請求権は、本人と弁護人だけに認めて、検察官には認めるべきでないということで、2項には検察官を入れていない。しかし、後に、それでは検察官にひどすぎるのではないかという意見が学者などから出されて、4項の条文を加えた。つまり新証拠(新証人や新鑑定)に限って、検察官はその証明力を争うことができると、最終的にはこういうところに落ち着いている。

(7) 事実の取調—事実の取調の立会・証人尋問 (445条3項)

「再審の請求をした者および弁護人並びに検察官は、事実の取調に立会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる」

これも当たり前聞こえるが、実際は当たり前ではなかった。私の経験だが、新潟で「デザイナー殺人事件」という誘拐殺人事件があった。被害者の家にかかってきた電話に3つの声が録音されていた。はじめは、女性の声。次は別人に聞こえる女性の声。3番目は男の声。3人いるように思われる。ところが、検察官は、最初の部分のテープを切って法廷に出していた。これがばれてしまうと、録音機の操作ミスで切れていたと言って出したが、1番目と2番目は同じ女性で、3番目は被告人であるという鑑定を付けてきた。しかし、私たちにどうしても別の女性の声に聞こえる。そこで、再審請求のとき、新たな声紋鑑定を請求した。ところが裁判所は、これを認めなかった。なぜかというと、弁護人も知らないうちに、裁判所が元の鑑定人をよんで調べたのだという。そして、その速記録を送ってきた。弁護人の立会い権は全く無視されていた。ずいぶん長い間、そういう時代が続いた。

(8) 事実の取調—公開の法廷 (445条7項)

「第1項および前項の陳述(最初と最後の意見陳述)並びに裁判所内でする事実の取調は、公開の法廷で行う」

現在でも、公開は行われていない。

(9) 不服申立期間 (450条2項、5項)

「①即時抗告の提出期間は14日とする。②抗告趣意書の提出は、即時抗告の提起後30日以内。原裁判所はこの期間を延長することができる。③異議申立、特別抗告も同じ」

現在の法律では、即時抗告、異議申立は3日以内、特別抗告は5日以内となっている。ただ申し立てるだけでなく、理由まで書いて出す。1日目に討議、2日目に中身を書いて、3日目に清書して出すというのは、本当に厳しい。控訴と同じように14日にして、理由は30

日以内というように、余裕をもって出せるようにしてもらいたい。

(10) 再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止 (450 条 1 項、5 項)

ずいぶん昔から言われていたこと。昭和 37 年、日弁連が最初に意見を述べたときから、検察官が開始決定を取り消せと申し立てるのはよくない。異議があれば、裁判になってから争えばよい。入り口で阻止するようなことは許されない。ドイツでは 1964 年以降禁止されている。

(11) 決定告知期日の通知 (刑事訴訟規則 286 条の 2)

当時、白鳥決定の前後の時期など、裁判所は決定をいつ出すかを言わない。ふつうの裁判なら、「これで弁論を終結します。判決の言い渡しは何月何日」と言うが、再審では言わない。ある日、突然、郵便で送ってくる。だから、再審の弁護人は一人では決してできないと言われていた。出張にでも行っていたらアウト。一番ひどいのは、松山事件。ある日、弁護人に通知が来た。じつは、その前日、本人に届いていた。そこから起算して 3 日だから、弁護人が知ったときには 2 日しかなかった。そういうことが平然と行われていた。

(12) 再審請求の費用補償 (188 条の 7、8)

「再審の請求についての裁判に要した費用」の補償。

「再審事由に該当する証拠または証明資料を裁判所に提出するために要した費用を含むものとする」

無罪が確定した場合の補償は 3 種類ある。①刑事補償 (刑事補償法) : 身柄拘束 1 日について 1 日 1,000 円以上 12,500 円以下。②費用補償 (刑事訴訟法 188 条の 2 - 188 条の 7) : 本人および弁護人が出頭に要した旅費、日当、宿泊料、および弁護人報酬。再審公判は含むが、再審請求審の費用を含まない。③国家賠償

しかし、実際には、再審というのは、請求するまでが大変なのだから、再審の請求についての費用も補償せよ。証拠を探したり、鑑定人に依頼したり、そういう費用も含めて補償せよということ。

以上の 12 点が、日弁連の平成 3 年案で、現在も同じ意見である。なお、確定判決に代わる証拠 (437 条)、再審請求と執行停止の効力 (442 条) については、徳島事件・死刑再審で問題になったことだが、今日は省略する。

5 証拠開示について

証拠開示は当時から大問題で、2 年間かけて改正案を作るときに、ずいぶん議論した。しかし、これは再審だけでなく通常の裁判においても大問題なので、これを改正するとなると、再審だけでなく、刑事訴訟法の証拠法の中身を変えないといけない。そこまで入れると他のいろいろな問題もからんでくるので、当時の我々の力では、その段階ではできなかった。再審だけは例外だと、通常の裁判が終わっているのだから、それまでの証拠は全部出せばよいではないかという意見もたしかにあった。みんな賛成するのだが、それを法文化するとなると、なかなか難しい。再審だけは別だとなると、それなら通常審では証拠開示しなくてよいのかなど、非常に悩ましい。そのためこの改正案には含まれていない。まさに、これは次の

課題であると思う。

[III] 再審法改正のための運動

1 日弁連の体制と活動

日弁連は、1977（昭和52）年1月、理事会で「再審法改正案」を決定。同年5月、『再審通信』の発行を開始。再審についてのあらゆること、どの事件が今どうなっているのか、どうということが決定したのか、という情報交換が目的。現在105号まで続いている。

1977（昭和52）年10月、『再審』を刊行。当時、再審について文献が何もない。どうやって闘ったらよいか。そこで、この本を作った。

1977（昭和52）年4月、「鑑定問題事例調査研究委員会」を開いた。当時、いいかげんな鑑定がたくさんあり、鑑定は大問題だった。1979年の人権大会で「再審と鑑定」をテーマにしたシンポジウムを行った。また免田事件、財田川事件など、いろいろな再審事件の鑑定書を全部載せて、担当弁護人が解説をつけた「鑑定書集」を7冊、刊行した。

1979（昭和54）年5月から再審事件弁護団会議を行うようになった。当時、画期的だったのは、「開かれた弁護士会」にしようということで、各運動体にも参加してもらうようにしたこと。当初は、専門家集団に一般人を入れて議論することに反対意見もあった。それを押しきって始めて、今まで30回、開かれている。

1981（昭和56）年10月、刑法学者の間にも研究会が出来て、互いに交流するようになった。

1981年（昭和56）年12月、誤判原因調査委員会が出来て、『事例研究誤判』I－V、『誤判原因の実証的研究』を発行した。

1986（昭和61）年12月、『続再審』の刊行。

2 運動の展開 1977年－90年

1977（昭和52）年、弘前・加藤・米谷の3事件で無罪が確定。そして、1979（昭和54）年、免田・財田川・松山の3事件で再審開始が決定した。死刑再審3事件が、同じ年に相次いで開始決定になったことで、日本中が騒然となった。さらに、1980（昭和55）年から1990（平成2）年にかけて、徳島・梅田・島田3事件も再審開始決定になった。

この間、私たちは、改正案をもって、全ての政党（当時7政党：社会党、共産党、公明党、新自由クラブ、民社党、公明党、自民党）に要請を行った。

報道関係者や文化人との懇談会を4回行った。とくに各新聞の論説委員と懇談したことが、開始決定が出たときの社説など、後の報道に強く影響している。

国会への要請、法務省への要請は、それぞれ3回行った。

市民集会は、22回。ほとんど全国各地で、かなり大がかりな集会を開いた。その資料として読んでもらうためのパンフレットを2回（改訂3回）、発行した。

3 国会での審議

1979（昭和54）年、社会党が第一次改正案を作って国会に提出した。日弁連案をもとにして、社会党の内部で若干の手直しをして、参議院の法制審で検討してから国会に出した。このとき、国会で参考人を呼んで、かなり長時間に及ぶ質疑や討論が行われた。1984（昭

和 59) 年には、第 2 次社会党改正案の審議が行われた。

1977 (昭和 52) 年から 1985 (昭和 60) 年の間に、衆参両院の法務委員会などで 13 回の質疑がなされている。それまで全部の政党に行って要請書を出したり、懇談や議論を重ねてきたりしたことが、ここに反映されていると思う。

これらの質疑応答の記録を読んでいくと、法務省刑事局長の答弁に、顕著な変化があることがわかる。最初、弘前・加藤・米谷の頃は、わりと低姿勢だった。白鳥決定があれば、要件は十分だが、手続きについては「我々も検討したい」と言っていた。ところが、死刑 3 事件の再審開始が出た頃から、法務省の対応が変わってきた。西ドイツとは刑訴法の考え方が違うとか、再審はそこだけ変えればいいものではないとか、刑事訴訟法全体からみて、再審とはどういうものか根本的な議論から入らなければならない、などと言い出した。

検察の対応も同じ。弘前・加藤・米谷では争わなかったのに、死刑 3 事件の開始決定に対しては、執拗に即時抗告、異議申し立て、特別抗告を繰り返し、徹底抗戦という態度に出てきた。やはり法務省と検察庁の内部で、そういう意思統一がなされたのだろうと思う。

結局、日弁連改正案のうち、法律として実現したのは、「刑事記録保存法」(1988 年 1 月) だけ。その後、日弁連としては運動が維持できなくなってきた。そこで、あらためて次の機会を待つということになった。

しかし、再審法改正案が、一定の役割を果たしたことは事実である。全国的な運動を展開したことにより、裁判所の対応が変わってきた。弁護人の立会いを認めないということはなくなったし、何も言わずに棄却するなどということもほとんどなくなった。裁判所によっては請求人本人の立会いを認めている。証人尋問もきちんと行われている。あるていどは、ふつうの裁判の形に近づいて運用されるようになった。つまり、みなさんが、足利、布川、東電 OL の再審でごらんになったようなところまでは変わった。とはいえ、変えられなかったところが、まだ沢山ある。たとえば検察官上訴の禁止。また 3 日以内の即時抗告。法律上そうになっている以上、法律を変えないかぎりどうしようもない。成果をあげた部分とやり残した部分がある。今後、みなさんが、再審法改正についてお考えになる場合は、最後の「平成 3 年改正案」からスタートしていただければよいと思う。

[IV] 現時点での課題

1 白鳥決定と限定的再評価説

白鳥決定が出たからそれでよいと思つたらとんでもないことで、白鳥決定が出た直後から、これに強い反感を持った裁判官が相当数、存在した。はじめのうちは、言葉の上では白鳥決定に従うとか、基準にするとか言いながら、実際には総合評価をせずに棄却する決定が多かった。そのうち、白鳥決定はこのように解釈するのが正しいのだと、「限定的な再評価説」を主張し始めた。再審なのだから、全部の証拠を見る必要はない、新証拠に関係するところだけ見ればいいのだ、それでおかしいところがあれば、見直せばよいのだと言い出した。

限定的再評価説の顕著な例は、諸橋事件と大崎事件。諸橋事件は、棄却決定に対する弁護側の即時抗告を棄却した(2001 年)。大崎事件は、いったん出た開始決定を取り消した(2004 年)。ふたつの決定が共通して言っていることは、「全部を再評価する必要はない、新証拠が出たからといって全面的にやり直したら、確定判決の安定を損なう、三審制を事実上覆すことになる、判決が確定したことによって、事実関係は動かしえないものとなったのに、裁判官がもう一度、全てやり直すなど、とんでもないことだ」。最初に諸橋事件の決定が出て、

大崎事件でもまったく同じ文章を書いて棄却している。最初に諸橋事件の決定を書いたのは、高木俊夫元裁判長。東電 OL 事件において一審無罪を高裁で覆したが、再審においてもこのような決定を書いている。

2 裁判員裁判と証拠開示

証拠開示は、昔も今も最大の問題。再審事件弁護団会議でも何度も討論を重ねているが、なかなか突破できない。裁判員裁判が導入され、刑事訴訟法 316 条の 3-27（公判前整理手続・争点および証拠の整理）という新しい規定が出来た。これを視野に入れて考えなければならない。かなりの準備と検討が必要になるだろうと思う。裁判員裁判について、私個人としては賛成。ただし、大きな問題がある。ひとつは証拠開示が検察の都合のよいところでまわっていること。それから、いったん争点を決めてしまうと、あとになって争点を見つけても論議することができないこと。このふたつは、刑事裁判上、大問題だと思っている。

3 まとめ（質疑応答より抜粋）

70 - 80 年代の再審法改正が、そこまで大きな運動を展開しても、実現にいたらなかったのは、なぜかという質問が出されたが、「国家権力とはそれほど強いものだ」としか言いようがない。死刑 3 事件が再審無罪になったら法務省や検察の抵抗が激しくなったのは、やはり彼らが危機感を持ったからだと思う。強大な国家権力に対抗するには世論を味方につけるしかない。そのためには市民に実態を知ってもらおう。無期懲役 3 事件の再審無罪が続いたこの時期が、法改正のひとつのチャンス。布川事件や東電 OL 事件では、証拠開示が再審開始の決め手になったが、証拠開示は何も再審に限った問題ではない。そもそも検察官の証拠隠しが許されてよいなどというのは、明らかに市民的感覚と乖離している。市民の常識に反するような法律は間違っている。裁判員裁判は、市民が身近な問題として意見を述べやすいという意味で、ひとつの区切りになると思う。市民のみなさんが刑事訴訟法の全体を取り上げることはない。ここがおかしいというところに絞って声をあげていけばよいと思う。理想の法律を作れと言われれば、いくらでも書くことはできる。ただ、理想が高ければ高いほど、実現から遠ざかる。どこまで多くの人が賛同できるか。その最大公約数をとって法改正を訴え運動を進めていくことが大切だと思う。

講師紹介：

谷村正太郎氏

1935 年生まれ。1958 年東京大学法学部卒。

1961 年弁護士登録。東京合同法律事務所に入所。

自由法曹団事務局長、日弁連人権擁護委員会鑑定問題事例調査研究委員会委員長、日弁連再審法改正実行委員会副委員長、自由法曹団幹事長、日弁連人権擁護委員会委員長、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館長

文献紹介：

『続・再審』 1986 年日本弁護士連合会

『再審と鑑定』 2005 年日本評論社